

●香川県告示第96号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事前合議を要しない支出負担行為)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の規定による奨学金の貸付けに係る額の変更に基づく支出負担行為</u></p> <p>(支出証拠書類の特別な整備)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>(証拠書類の保存)</u></p> <p><u>第15条の2 規則第109条第2項に規定する別に定める特別会計は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 臨海工業地帯造成事業特別会計</u></p> <p><u>(2) 栗林公園特別会計</u></p> <p><u>(3) 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計</u></p> <p><u>(4) 駐車場事業特別会計</u></p> <p><u>(5) 県立大学特別会計</u></p> <p>(歳入歳出外現金の受入方法の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 香川県職員互助会、香川県教職員互助会及び香川県警察職員互助会の掛金（以下「互助会掛金」という。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>(事前合議を要しない支出負担行為)</p> <p>第8条 規則第52条に規定する別に定める支出負担行為は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(支出証拠書類の特別な整備)</p> <p>第15条 略</p> <p>(歳入歳出外現金の受入方法の特例)</p> <p>第16条 規則第209条の2第2項に規定する別に定める歳入歳出外現金の受入れは、次に掲げるものに係る歳入歳出外現金の受入れとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

(歳入歳出外現金払出伺兼通知書の送付)
第17条 略

- (1) 略
- (2) 所における歳入歳出外現金の払出し（県外事務所以外の所にあつては、社会保険料及び互助会掛金を納付するための歳入歳出外現金の払出しに限る。）の場合 所の出納員

(歳入歳出外現金払出伺兼通知書の送付)
第17条 規則第209条の3第2項の規定による歳入歳出外現金払出伺兼通知書の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

- (1) 略
- (2) 所における歳入歳出外現金の払出し（県外事務所以外の所にあつては、社会保険料を納付するための歳入歳出外現金の払出しに限る。）の場合 所の出納員

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。